土合休憩所事業（昭和三十四年二月厚生省告示第三十二号により公示）の変更
変更後の公園事業の名称及び種類　区域
谷川岳休憩所
群馬県利根郡みなかみ町（谷川岳集団施設地区）
菅平運動場事業（平成六年二月環境庁告示第十一号により公示）の変更
変更後の公園事業の名称及び種類　区域
菅平運動場
長野県上田市（菅平）
谷川岳スキー場事業（昭和三十五年六月厚生省告示第百七十二号により公示）の変更
変更後の公園事業の名称及び種類　区域
谷川岳スキー場
群馬県利根郡みなかみ町（谷川岳）
谷川岳索道運送施設事業（平成十四年八月環境省告示第五十四号により公示）の変更
変更後の公園事業の名称及び種類　線路
谷川岳索道運送施設
起点―群馬県利根郡みなかみ町（土合・谷川岳集団施設地区）
終点―群馬県利根郡みなかみ町（天神平）

四　山陰海岸国立公園
玄武洞園地事業（平成三年七月環境庁告示第三十四号により公示）の変更
変更後の公園事業の名称及び種類　区域
玄武洞園地
兵庫県豊岡市（玄武洞）

五　瀬戸内海国立公園
鳴門公園線道路（車道）事業（平成三年七月環境庁告示第四十四号により公示）の変更
変更後の公園事業の名称及び種類　線路
鳴門公園線道路（車道）
起点―徳島県鳴門市（鳴門町土佐泊浦・国立公園境界）
終点―徳島県鳴門市（鳴門町福池）

六　大山隠岐国立公園
国賀浜園地事業（平成三年七月環境庁告示第三十四号により公示）の変更
変更後の公園事業の名称及び種類　区域
国賀浜園地
島根県隠岐郡西ノ島町（国賀浜）

○関東地方整備局告示第五十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月四日　関東地方整備局長　石川　雄一

別表に次のように加える。

二十八	株式会社YKS確認検査機構	山梨県甲府市城東四丁目2番3号	省令第十五条各号に掲げる区分	埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）、神奈川県、山梨県及び長野県の全域	山梨県甲府市上石田三丁目4番10号	平成二十八年二月十五日	指定した日から五年間

○北陸地方整備局告示第十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月四日　北陸地方整備局長　藤山　秀章

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　七号、八号、十七号、四十九号、四百三号及び四百五十九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
新潟市中央区本馬越一丁目八三二番三から同市中央区本馬越二丁目八六〇番一まで	前	三三・四メートル	四四〇メートル
	後	三四・三メートル	七二八・九メートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○北陸地方整備局告示第十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月四日　北陸地方整備局長　藤山　秀章

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
七号、八号、十七号、四十九号、四百三号及び四百五十九号	新潟市中央区本馬越二丁目八六〇番三から同市中央区本馬越二丁目八五九番三まで	北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月四日

○北陸地方整備局告示第十三号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、平成二十八年二月十七日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十八年三月四日　北陸地方整備局長　藤山　秀章

建築基準法第68条の25第1項の規定に基づき、同法施行令第35条第1項の規定に適合：流量調整型生物ろ過循環方式

製造者の住所・氏名	工場の所在地及び名称	認定番号	浄化槽の名称
石川県白山市相木町383番地　ニッコー㈱ 代表取締役社長　三谷　充	埼玉県行田市藤原町1―21―1　ニッコー㈱ 茨城県北茨城市磯原町上相田1099―46　日東電気㈱　磯原工場 宮城県栗原市金成太平13―38　エコロ・プラント㈱　宮城工場 栃木県下野市中大領308―2　㈱前田工業	4―16―H―001 〃　―1 〃　―2 〃　―3	ニッコー小規模浄化槽　NSE―35型 〃　NSE―40型 〃　NSE―45型 〃　NSE―50型